2026年8月17日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）

「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表

コメントの募集

実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第45号」という。）では、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを定めています。

今般、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第66号。以下「2025年改正法」という。）により資金決済法及び関連する法令等が改正され、資金決済法第2条第5項第3号に規定される電子決済手段（以下「第3号電子決済手段」という。）の裏付け資産について、その全額を要求払預貯金で管理するのではなく、信託財産の総額の50%を上限に、元本を毀損しない形で一定の国債等及び定期預貯金による管理及び運用を新たに認めることとされました。

また、2026年6月に施行された「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第47号。以下「2026年改正府令」という。）において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第4号電子決済手段として規定する（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号。以下「取引業府令」という。）第2条第3項第1号）とともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の有価証券とみなさないこととする改正が行われました（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第4条の2第5項）。

これらの法令等の改正を受け、当委員会では、第3号電子決済手段に関する会計上の性格について改めて検討を行い、また、取引業府令第2条第3項第1号に規定される第4号電子決済手段（以下「外国信託型第4号電子決済手段」という。）の会計上の取扱いについて検討を行いました。

今般、2026年8月10日開催の第582回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告、企業会計基準及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法におけ

る特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 45 号案」という。）

- 企業会計基準公開草案第 99 号（企業会計基準第 32 号の改正案）「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。）
- 移管指針公開草案第 21 号（移管指針第 6 号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（以下「キャッシュ・フロー実務指針案」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2026 年 10 月 19 日（月）までに、電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル：denshikessai2026@asb-j.jp

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではありません。さらに、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正（実務対応報告第 45 号案第 2 項、BC4-2 項及び BC13 項）

第 3 号電子決済手段については、当該電子決済手段の利用者により信託された金銭と同額の金銭信託の受益権（資金決済法第 2 条第 9 項）が当該利用者に交付され、電子決済手段の利用者が当該金銭信託の受益権の払戻しの請求を行った場合、速やかに当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる。

第 3 号電子決済手段においては、電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額について預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により管理することを要件としていたところ、2025 年改正法により当該要件が改正された。もっとも、改正後においても、信託財産の総額の 50%以上については、預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により、また、残りの信託財産についても、3 か月以内に元本が償還される一定の国債等又は中途解約が認められる定期預貯金により分別管理され（取引業府令第 3 条第 3 項）、信託財産の倒産隔離が図られている。

このため、第 3 号電子決済手段は引き続き価値の安定した電子的な決済手段であると考えられることから、実務対応報告第 45 号案において、第 3 号電子決済手段に関する会計上の取扱いを変更しないことを提案している。

質問 1（第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正に関する質問）

第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正を踏まえ、第 3 号電子決済手段に関する会計上の取扱いを変更しない提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱い（実務対応報告第 45 号案第 2 項、第 4 項(6)、BC4-3 項、BC13-2 項、BC17 項及び BC18 項）

2026 年改正府令において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第 4 号電子決済手段として規定するとともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法上の有価証券とみなさないこと

とする改正が行われた。

外国信託型第 4 号電子決済手段は、外国の信託銀行等が外国の法令に基づき発行する信託受益権方式のステーブルコインのうち、我が国の電子決済手段の法制度と同等性があるもの、すなわち、外国当局による監督の同等性、裏付け資産の確保の同等性、信託財産と財産的価値が同一の通貨建てであること等の要件を満たすものに限られている（取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号）。また、当該電子決済手段の利用者が払戻しの請求を行った場合、速やかに当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる。このため、外国信託型第 4 号電子決済手段の利用者が当該外国信託型第 4 号電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる可能性が第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同水準にあると認められると考えられる。すなわち、速やかに金銭による払戻しがなされ、外国信託型第 4 号電子決済手段が払い戻されないリスク（換金リスク）については、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様に、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる。

このため、外国信託型第 4 号電子決済手段については、電子決済手段の基礎となる法的形式が異なることにより適用される規律は異なるが、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と会計上の性格に相違はなく、資産から得られる経済的便益は異ならないと考えられる。したがって、実務対応報告第 45 号案において、外国信託型第 4 号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を適用範囲に含め、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うことを提案している。

質問 2（外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱いに関する質問）

外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲（キャッシュ・フロー作成基準一部改正案第 3 項及び BC6-2 項並びにキャッシュ・フロー実務指針案第 2 項）**

実務対応報告第 45 号案において、外国信託型第 4 号電子決済手段について、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うことを提案している。これを踏まえると、連結キャッシュ・フロー計算書等においても同様に取り扱うことが適当であると考えられるため、キャッシュ・フロー作成基準一部改正案及びキャッシュ・フロー実務指針案において、外国信託型第 4 号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を現金に含めることを提案している。

なお、本公開草案では、第 3 号電子決済手段については会計上の取扱いを変更しないことを提案しており、引き続き現金に含めることとしている。

質問 3（連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問）

連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **適用時期（実務対応報告第 45 号案第 15-2 項及び BC47 項、キャッシュ・フロー作成基準一部改正案第 4-2 項並びにキャッシュ・フロー実務指針案第 26-11 項）**

2025 年改正法及び 2026 年改正府令は 2026 年 6 月から施行されており、これに合わせて実務対応報告第 45 号案の対象となる電子決済手段が発行される場合、可能な限り早い時期に適用することのニーズがあると考えられる。また、実務対応報告第 45 号案で提案している会計処理等には複雑さがなく、その適用の困難さはないと考えられるため、特段の準備期間は必要ないと考えられる。したがって、本公開草案では、適用時期について、公表日以後適用し、特段の経過的な取扱いを定めないことを提案している。

質問 4（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **その他**

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以　上